

「大口にぎわい横丁」出店者登録要項

1. 事業目的

「大口にぎわい横丁」は町内企業の在勤者に焦点をあて、仕事帰りや休日に大口町で立ち寄りてもらい、飲食を通じて在勤者の交流できるようにぎわいの場を創り出すことを目的とします。

令和5年度は、将来的に「大口にぎわい横丁」を定期的を開催することを目指し、試行期間として開催します。

なお、令和5年度の開催日や会場については出店者登録をしていただいた皆様にご案内いたします。

2. 出店者登録

(1) 登録方法

大口にぎわい横丁に出店を希望する方は、事前に「あいち大口電子申請・届出システム」から出店者登録をします。

※「あいち大口電子申請・届出システム」からの登録が難しい方は、企業支援課までご相談ください。

(2) 出店者の要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申し込みすることができます。

ア キッチンカー（自動車に施設を設け、車内で調理、加工及び販売する形態）であること。

イ 食品衛生法第55条第1項の規定に基づき、移動販売者による食品営業の許可を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者（契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員等）でないこと。

エ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していること。

オ 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営又は運営に関与していないこと。

(3) 提出書類

下記の書類を「あいち大口電子申請・届出システム」から提出してください。

ア 営業許可証一式の写し

イ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

ウ PL保険証書の写し

※各書類の有効期限が切れた場合は、次の出店までに新たな書類の提出をメール（企業支援課宛：kigyoushien@town.oguchi.lg.jp）でお願いします。

エ キッチンカーの写真1枚（外観が分かるもの）

オ 料理等の写真2枚

※写真はホームページ等で掲載します。

(4) 出店者登録の取消

次のいずれかに該当する者は出店者登録を取り消します。また、大口町が損害を被った際は、賠償請求できるものとし、取り消しにより出店者が被る損害に対しては、大口町は一切責任を負いません。

ア 出店者登録後に出店者の要件に反する事実が判明した場合

イ 出店条件を厳守しない場合や、その他大口町が出店を不相当と判断した場合（出店者との協議により、改善が認められない場合を含む）

3. 登録及び出店料

無料とします。

4. 販売可能品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物とします。

酒類の販売も可能とします。

5. 会場内施設

(1) 飲食スペース

会場内には椅子と机を設置します。時間に余裕のある方は、ご協力いただけますと幸いです。

(2) ごみステーション

会場内では無人のごみステーションを設置し、可燃ごみ・プラスチック・ペットボトルを回収します。

(3) 照明

夜間の照明につきましては、飲食スペースなどは町で設置を行いますが、出店場所周辺の灯りは各自で用意してください。

(4) その他設備

施設内の電気設備、排水設備、水道設備は使用できません。発電機等は出店者が用意してください。

6. 出店上の留意事項

(1) 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とします。また、法令が定める申請・届出や必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施してください。

(2) 会場内は禁煙とします。

(3) 騒音、振動、異臭等には十分配慮し、近隣住民等には迷惑のかからないよう注意してください。また、BGMは使用しないでください。

- (4) 衛生管理を徹底するとともに、出店場所及びその周辺を適宜清掃し、周辺の環境美化に努めてください。また、調理により排出されたごみや排水は持ち帰りのうえ、適正に処分してください。大口町が会場内に設置するごみステーションは、来場者用のものとします。
- (5) 火器を使用する場合は、安全対策を万全にして、事故防止に努めてください。また、各自で必ず消火器を用意してください。
- (6) 会場内で発生した事故において、大口町では一切の責任を負いかねます。(盗難、物損事故、人身事故等)
- (7) 接客マナーや価格、商品に関するトラブルや苦情において、出店者の責任において対処してください。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を大口町に報告してください。

7. 情報発信について

- (1) 大口町でチラシを作成し、町内全戸及び企業に配布します。
- (2) 町ホームページや SNS などで周知します。
- (3) 出店者の SNS でもぜひ情報発信をお願いします。

8. 開催中止について

大口町が天候・天災・その他不測の事態の発生等の事由により、出店中止を決定した場合、中止に伴う準備等の損失については、大口町は補償いたしかねますので予めご了承ください。

9. 出店後の提出書類

販売日ごとの売上げ報告書・事業アンケートを提出していただきます。

10. その他

本要項に定めのない事項については、大口町と出店者で協議することとします。
ご質問等ありましたら、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

11. お問い合わせ先

大口町役場 まちづくり部 企業支援課
〒480-0144
丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地
電話 0587-95-1623
メール kigyoushien@town.oguchi.lg.jp

＜出店までの流れ＞

	出店者	大口町
登録申請手続き (随時)	①「大口にぎわい横丁」の出店者登録申請 <添付書類> <ul style="list-style-type: none"> ・営業許可証一式の写し ・食品衛生責任者又は それに代わる資格証明書の写し ・PL 保険証書の写し ・キッチンカーの写真 1 枚 ・料理等の写真 2 枚 	
		②出店者登録認定及び 大口町ホームページで紹介
出店手続き		③登録した出店者に大口町から 「大口にぎわい横丁」の募集案内
	④希望する日時を大口町に回答	
		⑤出店者の選定及び連絡 ⑥出店要項やレイアウト等を案内 ⑦チラシとホームページの作成 ⑧町民や町内の各企業へ周知
	⑨SNS 等で情報発信	
当日	⑩大口にぎわい横丁の開催	
報告		⑪売上報告書と事業アンケートの依頼
	⑫売上報告書と事業アンケートの回答	

出店者登録後は③～⑫の繰り返しとなります。

※出店者登録は「あいち大口電子申請・届出システム」からお願いします。

URL : https://www.shinsei.e-aichi.jp/town-oguchi-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=76532

二次元コード

